

第31号議案

島根県特別会計条例の一部を改正する条例

島根県特別会計条例（昭和39年島根県条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2号を加える。

- (10) 島根県総務事務集中処理特別会計 庶務に関する事務その他の事務のうち知事が別に定めるものを集中的に処理する事務
- (11) 島根県農林漁業改善資金特別会計 農業改良資金、林業改善資金、林業就業促進資金及び沿岸漁業改善資金の貸付け等に関する事業

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の島根県農林漁業改善資金特別会計は、施行日以後においては、この条例による改正後の島根県特別会計条例第11号の規定により設置される島根県農林漁業改善資金特別会計とする。